秋草葬斎場残骨灰売渡し仕様書

I 概要

別杵速見地域広域市町村圏事務組合(以下「当組合」という。)は、秋草葬斎場において火葬され収骨後に残った骨や灰等(以下「残骨灰」という。)に含まれる残骨、有価物、有害物質、その他の物について、住民感情や環境への配慮をしつつ、関連法令等に基づき適正に処理し、貴金属等の有価物を再資源化するため、残骨灰を売渡す。

買受者は、当該目的に沿って残骨灰を処理し、当組合に処理結果を報告するとともに、買受けた残骨灰の重量に応じた金額を支払うものとする。

2 対象となる売渡物及び期間

(1) 対象となる売渡物は、秋草葬斎場において、別杵速見地域広域市町村圏事務組合葬斎場の設置及び管理に関する条例(昭和53年2月2日条例第1号)に規定する火葬等により発生し、遺族等による収骨の後に残された全ての残骨灰とする。

なお、残骨灰中には、骨片、焼却灰、集塵灰のほか、台車保護剤、棺、副葬品等の火葬残渣物が含まれる。

(2) 対象となる期間は、令和7年2月7日から令和8年2月末日までの火葬期間とする。

3 契約種別及び数量

本契約は、残骨灰の重量 l kg当たりの単価契約(単位:円/kg)によるものとし、売渡額の算出の根拠とする残骨灰重量は、令和7年度分の残骨灰重量の実績報告数値とする。

【参考】残骨灰の数量等実績(過去3年)

TO 31 MINOR ME 17/18 (CLOT)			
年度	火葬件数	残骨灰重量※	引渡し日
令和4年度	2,768件	5,560 kg	(R4)6月1日、9月22日、(R5)1月13日
令和5年度	2,787件	8,696 kg	(R5) 4月14日、8月17日、12月13日、 (R6) 3月21日
令和6年度	2,884件	6,334 kg	(R6)7月18日、10月21日、(R7)2月6日

※各年度の残骨灰重量は、当該年度中に引き渡した量の合計であり、発生年度と必ずしも一致 するものではない。

- 4 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- 5 売渡物の搬出場所及び設備等

【搬 出 場 所】秋草葬斎場

【所 在 地】大分県速見郡日出町大字平道字秋草291番地1

【火葬炉の形式】台車式火葬炉 9基(火葬炉メーカー:富士建設工業株式会社)

【集 塵 設 備】あり

【台車保護剤】使用

【受 渡 場 所】別紙①のとおり

6 予納と清算

(I) 本契約成立後、買受者は売渡物の受渡開始までに、当組合の請求に基づき、予納金を納入するものとする。なお、予納金の額の算定については、下記のとおりとする。

ただし、火葬 I 件当たりの売渡重量を 2.46kg、予定火葬件数を 2,968件として予納金額 を算出する(I 円未満切捨て)。

(2) 対象となる期間の残骨灰重量確定後、当組合及び買受者は令和8年3月31日までに予納金を清算するものとする。清算にあっては、次のとおり売渡金額の確定額を算出し(1円未満切捨て)、確定した残骨灰重量が想定残骨灰重量を超過した場合は、買受者は売渡金と予納金の差額を当組合の請求に基づき追加納付するものとし、想定残骨灰重量未満となった場合は、当組合は買受者に対し売渡金と予納金の差額を還付するものとする。

7 売渡物の受渡準備

- (1) 残骨灰受渡しに使用する残骨灰収容袋は、当組合が用意する。
- (2) 当組合は、受け渡す残骨灰を残骨灰収納袋に収納し、売渡物として買受者に受け渡す際 に支障がないように準備する。

8 売渡物の受渡及び運搬

- (1) 買受者は「2 対象となる売渡物及び期間」に定める残骨灰のうち、当組合が引取りを求める全てを引き受けなければならない。
- (2) 受渡日時は、当組合と買受者との協議により決定する。
- (3) 受渡回数は、本契約締結日以降、2回または3回とする。ただし、売渡物の保管場所及び搬出場所の都合などにより必要があるときは、当組合と買受者との協議により変更することができるものとする。
- (4) 売渡物の受渡しは、当組合が指定する場所で行う。なお、受渡しの前に「9 売渡物の受渡・計量方法」により当組合及び買受者双方の立会いの下、計量を行う。
- (5) 売渡物の受渡しにおいて、売渡物が買受者の運搬車両に全て積載された後、当組合担当

者と業務責任者等選任通知書(様式第1号)に記載された業務責任者又は業務従事者は、それぞれ売渡物受渡書(様式第2号)に記載された内容を確認の上、署名をすること。なお、売渡物受渡書は2通作成し、当組合及び買受者の双方で1通ずつ保管する。

- (6) 受渡場所への入場及び退場は、当組合の指示による方法及び経路によるものとする。
- (7) 売渡物が買受者の運搬車両に全て積載された後、買受者は当該積載に使用した場所及びその周辺の簡易清掃を実施するものとする。なお、当該簡易清掃の実施に係る電力及び水道の使用が必要なときは、「14 費用負担」の規定によらず、秋草葬斎場から必要最小限の範囲内で無償使用することができる。
- (8) 売渡物の運搬に際しては、売渡物の飛散、流出及び悪臭発生等がないよう必要な措置を講じなければならない。
- (9) 売渡物の運搬は、受渡場所の進入経路図(別紙①)のとおり実施するとともに、関係法令等を遵守し適切に実施しなければならない。
- (10) 売渡物の所有権は、「5 売渡物の搬出場所及び設備等」に掲げる施設の敷地を出た時点で当組合から買受者に移転する。ただし、所有権が買受者に移転した売渡物において、本仕様書に記載された内容に限り、買受者はその履行義務を負う。
- (II) 買受者、関係者、第三者等は、売渡物の品質等について、当組合に対して異議を申し立てることは一切認めないものとする。

9 売渡物の受渡・計量方法

- (1) 売渡物の計量は、当組合が所有する計量法(平成4年法律第51号)の規定に基づく特定計量器(質量計)により行うものとする。ただし、故障等により、受渡場所に設置している特定計量器による計量ができない場合には、当組合が指定する別の方法で計量を行うものとする。
- (2) 売渡物の計量は、原則 I 袋ずつ、当組合の担当者が特定計量器の操作を行い、特定計量器への運搬及び車両への積込作業は買受者が行うものとする。

なお、搬出に要する資機材は買受者が用意する。ただし、秋草葬斎場内で当組合が所有している機材については、当組合承諾の上使用可能とする。

- (3) 売渡物の計量数値は、当組合と買受者の双方が立会いの下、確認を行うものとする。なお、 計量数値の有効数字は、計量に使用する特定計量器に表示されたkg単位とし、特定計量器 に表示されない端数は含めないものとする。
- (4) 売渡物の重量は、前項で確認した計量数値の合計(A)から風袋(残骨灰収容袋等)の 重量の合計(D)(小数点第3位以下切捨て)を差し引いた重量とし、売渡物受渡書(様式第2 号)の提出を受けた後、当組合が売渡物計量伝票を作成し、買受者に通知するものとする。
- (5) 残骨灰収容袋 I 袋当たりの重量(B)は、初回及び残骨灰収容袋の種類を変更した場合に、当組合と買受者の双方が立会いのもと、特定計量器を用いて計量し、決定する。

10 分別

買受者は、売渡物について、「残骨」「有価物」「有害物質」「その他の物」に分別を行うとと もに、それぞれ関係法令に基づき適正に処理しなければならない。

|| 残骨の処理

- (1) 買受者は、分別したもののうち、「残骨」にあたるものは、「墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)」の趣旨に従って取扱い、周囲の環境を汚染しないよう埋蔵しなければならない。
- (2) 全ての工程において、秋草葬斎場から搬入した残骨灰と他の葬斎場等から搬入した残骨灰が相互に混入しないよう、厳密に取り扱うこととする。
- (3) 埋蔵地については、当組合から遺族等に公表するため、遺族等が参拝できる埋蔵地とし、 永代供養地として九州管内(沖縄県及び離島を除く。)に確保することとし、それ以外の場所に 搬入、埋蔵、収蔵等をしてはならない。
- (4) 埋蔵地又はその近接地に、遺族等が参拝できる供養塔(碑石形像類等)を設置していること。

12 有価物の処理

買受者は、分別したもののうち「有価物」にあたるものは、極力売却処分を行うとともに、各種 法令に則り、リサイクル可能なものはリサイクルする等、環境に配慮しつつ資源の再資源化を図 ることとする。

13 有害物質等の処理

- (1) 買受者は、買受けた残骨灰に含まれる有害物質について、当該残骨灰に含まれる有害物質を適正に測定し、六価クロム、ダイオキシン類等の有害物質を含有すると思料されるものについては、関係法令等を遵守の上、適切に無害化処理等を行うこととする。
- (2) 残骨、有価物、有害物質以外のその他の物については、関係法令等を遵守の上、適切に 処理すること。また、マニフェスト(産業廃棄物管理票)など、一連の処理の過程、処理量及び 最終処分場所が確認できる書類を当組合に提出しなければならない。

14 費用負担

本契約の履行に際して必要となる費用は、全て買受者が負担する。

15 立入調査等

- (1) 本仕様書の記載事項について適正に実施されていることを確認するため、当組合は、買受者が実施する当該売渡物処理に関連する施設(買受者以外の法人等の所有する埋蔵・収蔵関連施設、最終処分施設等を含む。)に対し、報告徴収、立入調査、書類審査等(以下「立入調査等」という。)を実施することができるものとする。
- (2) 買受者は、立入調査等の実施において誠実に対応するとともに、関連する買受者以外の 法人等の所有する関連施設への立入調査等の実施について、当該立入調査等に関する調整 等を行わなければならない。

| 16 契約締結後 | 4日以内に当組合に提出する書類

買受者は、本契約締結後14日以内に、以下の書類を当組合に提出しなければならない。ただし、競争入札参加資格を確認する資料として既に提出した資料と同様のものは、省略することができる。

(1) 業務責任者等選任通知書(様式第1号)

買受者は、本契約を指揮監督する責任者を | 名定めるとともに、本契約に係る「業務責任者 (本契約を指揮監督する者)」「業務従事者(本契約に係る売渡物の引取・運搬に従事する 者)」「運搬車両(本契約に係る売渡物の引取・運搬に使用する車両)の名称、自動車登録 番号、最大積載量」について「業務責任者等選任通知書(様式第 | 号)」に必要事項を記載し、 買受者の代表者印を押印の上、提出しなければならない。

- (2) 売渡物の分別等を行う買受者の処理施設の概要が分かる書類(様式は任意)
- (3) 売渡物の埋蔵・処理・再資源化等の工程の概要が分かる書類(様式は任意)
- (4) 永代供養地の概要が分かる書類(様式は任意)

なお、永代供養地については、買受者が所有する墓地等に係る都道府県知事(市又は特別区にあっては、市長又は区長。)の許可に関する書類又は買受者が提携する墓地等については、買受者が引取りをした売渡物を分別した「残骨」を「買受者が提携する墓地等」に埋蔵することができることを示す書面(契約書、協定書、永代供養の証等、様式は任意。ただし「買受者が提携する墓地等」の印が押印してあるものに限る。)を添付しなければならない。

17 処理及び契約期間完了後の提出書類

(I) 売渡物受渡書(様式第2号)

買受者は、「売渡物受渡書(様式第2号)」に必要事項を記載し、業務責任者又は業務従事者の記名(自署)の上、履行日終了後7日以内に当組合に提出しなければならない。

(2) 売渡物処理等報告書(様式第3号)

買受者は分別した売渡物の埋蔵・処理・再資源化等の処理状況が分かるよう「売渡物処理 等報告書(様式第3号)」に必要事項を記載し、買受者の代表者印を押印の上、各回の履行 完了後、当組合に提出しなければならない。

また、「売渡物処理等報告書(様式第3号)」には、売渡物の処理工程・状況や埋蔵先、最終処理状況等の分かる写真と、適正な最終処分先であることの分かる書類(マニフェストの写し等)を添付しなければならない。

(3) その他関係書類

当組合は、必要に応じ買受者に対して、売渡物の埋蔵・処理・再資源化等に関する(I)及び(2)以外の関係書類の提出を求めることができる。この場合、買受者は当組合の指示に従い、直ちに対応しなければならない。

18 保存義務

(1) 各種報告書等

買受者は、本契約に係る各種報告書や伝票を本契約の履行期間後に当組合の事業年度の

末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間保管しなければならない。

(2) 処理等に係る業務記録

買受者は、本契約に係る埋蔵・処理・再資源化等に係る業務の実施に関し、帳簿を備え、履行回数ごとにまとめて(I)と同様に保管しなければならない。

(3) 開示義務

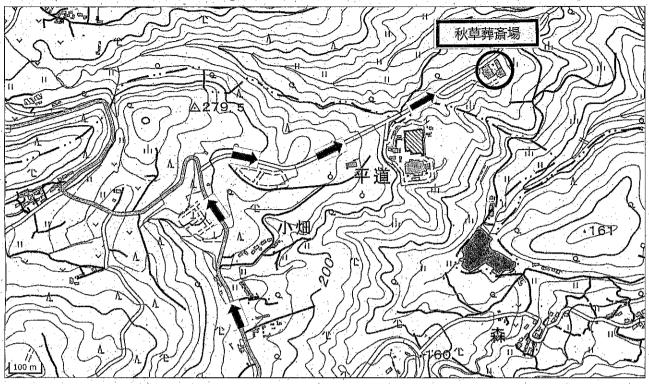
買受者は、当組合から(I)及び(2)に係る情報の開示を求められたときは、本履行期間終了後でも保管期間内は遅滞なくその要請に応じなければならない。

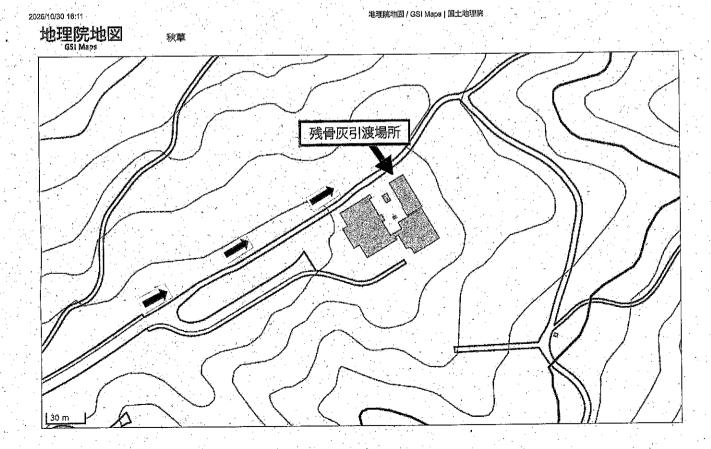
19 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、当組合及び買受者で協議するものとする。

地理院地図 GSI Maps

秋草





業務責任者等選任通知書

契 約 名 称	秋草葬斎場残骨灰売渡し		
対 象 期 間	令和7年2月7日から令和8年2月末日までの火葬期間		
業務責任者	氏名	連絡先	
(指揮監督する者)	所属・役職	•	
	氏名	連絡先	
業務従事者	所属・役職	•	
(引取・運搬に 従事する者)	氏名	連絡先	
	所属・役職	•	
運搬車両	自動車登録番号	最大積載量	t
<u></u>	自動車登録番号	最大積載量	t
	□ 運搬経路図(秋草葬斎場排出場所から処理施設までの経路)		
添付書類等	□ 売渡物の分別等処理施設の概要		
(任意様式)	□ 売渡物の埋蔵・処理・再資源化等工程の概要		
	□ 残骨の埋蔵場所(墓地埋葬法第10条の許可を受けていること)の概要		

上記のとおり、契約書に基づき選任したので通知します。

令和 年 月 日

買受者住所商号又は名称代表者氏名

売渡者

別杵速見地域広域市町村圏事務組合 管理者 長野 恭紘 あて

売渡物受渡書

契約名称	秋草葬斎場残骨灰売渡し
対象期間	令和7年2月7日から令和8年2月末日までの火葬期間

1. 売渡物

搬出場所	大分県速見郡日出町大字平道字秋草291番地1 秋草葬斎場
搬出回数	回目
対 象 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの火葬期間
引渡した容量	残骨灰収容袋(大) 袋・(小) 袋 ※引渡重量は別紙計量伝票のとおり

2. 引渡し確認

□ 売渡物の引受けに来場した者は、業務責任者等選任通知書(様式第1号)により通知を けた業務責任者又は業務従事者である。(免許証等顔写真付きの証明書で確認)	受
□ 売渡物の運搬車両は、業務責任者等選任通知書(様式第1号)により通知を受けた運搬 両である。	車

上記のとおり、売渡物の受渡しを確認しました。

業務責任者又は業務従事者

令 和	年 月 日	(自署)
	搬出施設担当者	
		(自署)

売渡物処理等報告書

令和 年 月 日

別杵速見地域広域市町村圏事務組合 管理者 長野 恭紘 あて

買受者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

EI

下記のとおり、処理が完了したので、契約書に基づき報告します。

契約名称	秋草葬斎場残骨灰売渡し
対象期間	令和7年2月7日から令和8年2月末日までの火葬期間

1. 売渡物

搬出場所	大分県速見郡日出町大字平道字秋草291番地1 秋草葬斎場	
搬出回数	回目 合計搬出量(風袋除く) kg	
対象期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの火葬期間	

2 残骨

=: /2/17		
分別種類	数量(単位)	処理内容
	()	
	()	

3. 有価物

分別種類	数量 (単位)	処理内容
金	()	
銀	()	
パラジウム プラチナ	()	
プラチナ	()	
	()	
	()	

4. その他の物

分別種類	数量(単位)	処理内容
	()	
	()	

- (1) 分別種別ごとに集計すること。
- (2) 添付書類:売渡物の各処理工程、埋蔵、最終処分状況の写真、証明書等の写し